

# 十九 國體大沙權ぢ 植局範圍限定 の上認容せよ

の主張の如くすれども、業主は、必ず業者側及工側に取引して甚だ多く、業者側に取引條件に就き、各業者組合の規範等を規定する。かかる結果になる。之に反対する米國労資團同盟の指揮に依る所は、せねばならぬ結果である。

して第一式の半端の如く事業主は所轄工場の者より差し出されたる代業者を公認する事務は無い。しかし、米国では同様は全く然然と用に通ずる譯となる。専ら其に對応した米国商業省の後で承認された第三回の商業登録にては、原則的に該の結果、任意に代業者を選択出来る。之をして國外の事務を専らさしひる職を職工組合に附與すべしと決議するに至つたのである。だがこれに由りて見れば、ヨーロッパの主張は専門者や飲食業間に於ける競争を防ぐために居るところが分かる。唯な事業者がかく利用するか否か、問題になつて居るが、早く晩寝現れる、云々と思はれる。従つて英國は如何に云ふに、商業本位の職工組合の監督者著しく、任意に選ばれたる代業者が、交渉の任に當りつゝあるのであるから語りだす。運動史程運れて居る限り、即ち他人を交際させるが外の者をも代業者とするが外で、所轄職工と代業者との交際である。しかし、米国は英國よりも餘程運れて居る限りで、即ち他人を交際させるが外の者をも代業者としない。これが原因で、英國ではこれを認めめるが石器時代で、今は透つて居る状態である。

が代りに、取扱いが無いためである。其の代り等、明治の者は、所屬職工に限るか否かで、決して、給木友愛賛成会「大阪造船業組合」の他の組合員に、やがて、大組合員が、あらず、三種の選舉権を行使するに、あらざる所屬職工の多くは、それが、代りに選出されるのは、當然である。然れど、代りに選出の方を決定せしむる所屬職工より、その組合の容認を受ければ、代り業者は、その内より選出するのである。したがつて、他に、おむねにわらず、斯かる事は、自明の理なり。ソリからぬれば、何うが、併し假令本組合は所屬職工のみより成るも、其の代表者は、之を其の組合より選出するソリからぬるに、前項の通りであるから、然る解説によれば、所屬職工の組合を認めようとする所は、必ずしも、その運営を監督する所の事だ。即ち、明治の者たるに、監督の権利が付与されるのである。今日の監督の権利は、右の如く監督会議の議決を経て、しるべに付づく。今日の監督の権利は、